

県北広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成25年3月5日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1（1）路線名 一戸山形線
 - （2）供用開始の区間 久慈市山形町荷軽部第9地割39番308地先内
 - （3）供用開始の期日 平成25年3月5日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県北広域振興局土木部
 - イ 期間 平成25年3月5日から同年4月5日まで
- 2（1）路線名 野田山形線
 - （2）供用開始の区間 久慈市山根町木売内第8地割69番1地先から第9地割62番2地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成25年3月5日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県北広域振興局土木部
 - イ 期間 平成25年3月5日から同年4月5日まで
- 3（1）路線名 岩泉平井賀普代線
 - （2）供用開始の区間 下閉伊郡普代村第4地割字和野山32番2地先から32番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成25年3月5日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県北広域振興局土木部
 - イ 期間 平成25年3月5日から同年4月5日まで